

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)2月17日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市職員定数条例の一部を改正する条例

札幌市職員定数条例(昭和27年条例第12号)の一部を次のように改正する。

(1) 第1条第1号ア及びイを次のように改める。

ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。以下同じ。) 7,643人(福祉に関する事務所の職員1,478人を含む。)

イ 病院局に属する職員 1,116人

(2) 第1条第1号エからカまでを次のように改める。

エ 交通局に属する職員 662人

オ 水道局に属する職員 623人

カ 下水道河川局に属する職員(下水道事業に従事する職員に限る。) 502人

(3) 第1条第3号ア及びイを次のように改める。

ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員 272人

イ 学校に属する職員 1,372人

(4) 第1条第8号を次のように改める。

(8) 消防職員 1,738人

(5) 第3条第1項第2号中「建設局」を「下水道河川局」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(理 由)

事務・事業の改廃等に伴い職員定数を改正するため、本案を提出する。

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
第1条						
(1) 市長の補助機関である職員						
ア 一般部局に属する職員(イからカまでに掲げる職員を除く。)						
7,631	7,643	+12	}	重点施策事業の推進に伴う増	+63	
				法改正及び法基準による増	+17	
				その他の業務増	+12	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲ 80	
(福祉に関する事務所の職員1,478人を含む。)						
イ 病院局に属する職員						
1,108	1,116	+8	}	重点施策事業の推進に伴う増	+6	
				その他の業務増	+4	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲ 2	
ウ 中央卸売市場に属する職員						
22	22	0	}	その他の業務増	+1	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲ 1	
エ 交通局に属する職員						
663	662	▲ 1	}	重点施策事業の推進に伴う増	+1	
				その他の業務増	+2	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲ 4	
オ 水道局に属する職員						
624	623	▲ 1	}	重点施策事業の推進に伴う増	+4	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲ 5	
カ 下水道河川局に属する職員						
(下水道事業に従事する職員に限る。)						
501	502	+1		重点施策事業の推進に伴う増	+1	
(2) 議会事務局の職員						
36	36	0				

札幌市職員定数条例増減比較表

(単位:人)

(現行)	(改正)	(増減)	増	減	内	訳
(3) 教育委員会の職員						
ア 事務局及び学校以外の教育機関に属する職員						
270	272	+2	}	重点施策事業の推進に伴う増	+3	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲ 1	
イ 学校に属する職員						
1,436	1,372	▲ 64		事務事業の見直し等に伴う減	▲ 64	
(4) 選挙管理委員会の職員						
10	10	0				
(5) 人事委員会事務局の職員						
19	19	0				
(6) 監査事務局の職員						
27	27	0				
(7) 農業委員会の職員						
0	0	0				
(8) 消防職員						
1,740	1,738	▲ 2	}	重点施策事業の推進に伴う増	+13	
				事務事業の見直し等に伴う減	▲ 15	